

# せい かつ 全日電工連認定 生活総合保険制度のご案内

正式名称: 団体総合生活保険

**「4つの補償」が  
あなたと、ご家族の生活を守ります。**

「4つの補償」は、それぞれ個別でも  
ご加入いただけます。



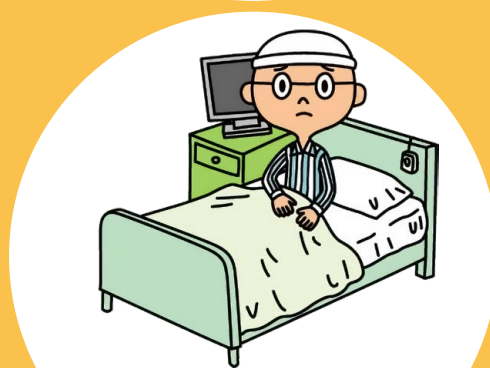
個人賠償責任補償



所得補償



介護補償



がん補償

働き盛りの方に万一のことがあった場合に**他の保険(補償)に上乗せで**  
手厚く追加できるような商品をご用意しました!  
従業員とご家族のみなさまにもご案内ください。

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

- 保険期間: 2024年4月1日午後4時から2025年4月1日午後4時まで1年間
- 保険料払込方法: 年一括払(中途加入の場合は中途加入日から保険期間終了まで)
- 自動更新について

現在ご加入中の方につきましては、募集期間終了(各工組から別途案内のある締切日)までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。(保険料の送金は必要です。)ご提出締切日、ご提出先等は各工組・支部・地区本部からの案内をご確認ください。

なお、今回更新頂く内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は制度の特長と改定のご案内に記載の通りとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

自動更新



全日本電気工事業工業組合連合会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

# 全日電工連認定の 安心・おトクな4つの補償です。

全日電工連では、さまざまな生活のリスクから、組合員皆さまの暮らしを守り、サポートする4つの補償をご用意しています。全日電工連ならではの団体割引の適用により皆さまの日常生活におけるリスクに備える安心の補償を割安な保険料でご提供、ご家族の皆さままでご加入いただける保険制度です。

## [全日電工連認定 生活総合保険制度の特長]

特長 1

### 選べる補償!

ご自身の必要に応じて、4つの補償から選べます。

特長 2

### 家族も加入できる!\*

ご自身に加え、大切なご家族もご加入いただけます。

特長 3

### 税金がおトク!

生命保険料控除の対象となります。  
〔個人賠償責任補償〕を除く

特長 4

### 会社の福利厚生制度として!

会社負担で全従業員一括付保でのご加入の場合、福利厚生費として処理することができる場合があります。  
(詳しくはお近くの税務署・税理士にご確認ください。)

※〔個人賠償責任補償〕と  
〔所得補償〕はご本人のみ  
ご加入となります。

## 「4つの補償」の大きなメリットは・・・

### 個人賠償責任補償

- 役員、正規従業員の方(ご本人様)が加入できます。  
(ご本人様の加入でご家族までカバーされます。)
- 支払限度額は国内「無制限」、国外「1億円」です。
- 国内での事故に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- 弁護士費用等特約付(Aタイプ)なら、被害事故における弁護士費用を補償します。

- 保険料は基本補償(Bタイプ)で

1年間あたり **1,700円**

- 保険料は弁護士費用等特約付(Aタイプ)で

1年間あたり **3,800円**

### 所得補償

- 役員、正規従業員の方(ご本人様)が加入できます。
- 万一の病気やおケガにより働けなくなった場合に1口あたり「10万円」補償されます。

- 保険料は30歳(基本級別1級/1口)の方で

1年間あたり **13,220円**

- 保険料は60歳(基本級別1級/1口)の方で

1年間あたり **34,730円**

### 介護補償

- ご本人様以外にも、配偶者様や同居のご親族まで加入できます。
- 「要介護2」からお支払いの対象になります。
- 一時金なので様々な用途にご使用いただけます。

- 保険料は30歳の方で

1年間あたり **530円**

- 保険料は60歳の方で

1年間あたり **10,310円**

### がん補償

- ご本人様以外にも、配偶者様や同居のご親族まで加入できます。
- 再発や転移でも保険金が支払われます。
- 一時金なので様々な用途にご使用いただけます。

- 保険料は30歳の方で

1年間あたり **2,690円**

- 保険料は60歳の方で

1年間あたり **29,180円**

# 制度の特長と改定のご案内

## 制度の特長

各種割引が適用されます！  
団体割引:20%(個賠のみ15%)

## 主な改定ポイント

### 個人賠償責任補償

改定項目	概要
約款文言の明確化および保険の対象となる物の改定	約款上「保険の対象に含まない物」として挙げられている「携帯式通信機器」および「携帯式電子事務機器」のうち、以下について、該当する機器を限定列挙する方式に変更します。 ●補償対象とする機器: デジタルカメラ、スマートウォッチ、無線機
免責事由の改定	「保険金をお支払いしない場合」として規定している「土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害」に、「土地の振動等によって生じた損害」を追加します。
「弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)」における「ストーカー行為」「嫌がらせ」の規定改定	「ストーカー行為等の規制等に関する法律」の改正に合わせた約款改定を行います。

### 介護補償

改定項目	概要
保険料の改定	直近の保険金のお支払実績等を踏まえ、介護補償の保険料を改定します。
健康状態告知書の改定	保険金のお支払実績を踏まえたより適切なアンダーライティング、告知対象疾病の簡素化等の観点から、介護補償の健康状態告知書を改定します。
付帯サービス「認知症アシスト」の利用対象拡大	「介護補償基本特約」がセットされている契約が新たに「認知症アシスト」の利用対象となりました。

### がん補償

改定項目	概要
「がん」の診断確定に関する規定の明確化	「がん」の診断確定について、病理組織学的所見が得られない場合であっても合理的な理由がある場合は、その他の所見による診断確定も認めることを約款上明確化します。

# 個人賠償責任補償

●加入対象者: 組合員企業にお勤めの役員・正規従業員



## 基本補償

役員・正規従業員本人の加入で  
家族<sup>(※1)</sup>までカバーされます。

偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合・・・

保険期間あたり**国内「無制限」、国外「1億円」**を限度でお支払いします。

国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)<sup>\*2</sup>を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

### 【保険金をお支払いする主な場合】

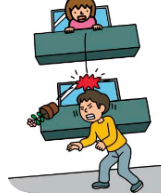
1 愛犬が他人にかみついた。



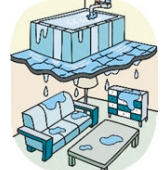
2 幼児が近所の方にケガをさせた。



3 誤って植木鉢を落として通行人にケガをさせた



4 アパートで、風呂場の水があふれて、階下の部屋を汚した。



5 買い物に行って、誤って高級商品を壊した。



6 自転車で誤って人をはねた。(原動機付自転車は対象になりません。)



7 打ったゴルフボールで誤って他人をケガさせた。



8 他人から借りた旅行バックを盗まれた。



●次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。

- ①被保険者(補償の対象となる方)の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
- ②日本国内外における日常生活に起因する偶然な事故
- ③電車等<sup>\*3</sup>を運行不能にさせた場合
- ④国内で受託した財物(受託品)を壊したり盗まれた場合

\*1 家族の範囲は、①ご本人、②ご本人の配偶者、③ご本人またはその配偶者の同居の親族、④ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子様、⑤ご本人が未成年者または上述の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。配偶者とは法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。

- a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- b. 同居により夫婦同様の共同生活を営んでいること。

親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族をいい、配偶者を含みません。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、上記の続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

\*2 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。

\*3 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

### <保険金をお支払いしない主な場合>

- ①ご契約者、被保険者(補償の対象となる方)等の故意による損害
- ②戦争、暴動等による損害<sup>\*4</sup>
- ③地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ④同居の親族に対する損害
- ⑤被保険者(補償の対象となる方)の職務遂行および職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害
- ⑥被保険者(補償の対象となる方)の心神喪失(泥酔等)または暴行、殴打による損害
- ⑦自動車<sup>\*5</sup>、原動機付自転車、航空機、船舶、銃器(空気銃を含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害 等

\*4 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

\*5 自動車には、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを含みませんので、ゴルフ・カートの使用に起因する賠償責任は、保険金のお支払いの対象となります。

## Bタイプ 個人賠償責任(基本)補償

保険期間: 1年間 被保険者の型: 家族型 団体割引率: 15%

支払限度額

国内無制限・国外1億円

年間保険料

1,700円

※保険期間中に「弁護士費用等特約付(Aタイプ)」に変更することはできません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.12「補償の概要等」をご確認ください。

## 基本補償+弁護士費用等特約付(Aタイプ)

基本補償に弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)をセットしたプランです。

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢\*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ\*2等により精神的苦痛を被った場合\*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに、保険期間あたり300万円を限度でお支払いします。

\*1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。

\*2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。

\*3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に等によって限ります。

### 【弁護士費用等補償特約で費用を補償できるトラブル例】

自転車に轢かれたが、相手が一切治療費を払ってくれない。



SNSやインターネットに噂を書き込まれて誹謗中傷、風評被害を受けている。



自宅に遊びに来た友人の子供に高額な食器を割られてしまった。



ストーカー被害を受けている。



いじめにより子供が不登校になってしまった。



上記を原因として弁護士等に法律相談、相手との交渉を依頼した場合に発生する費用を補償します。

### Aタイプ

### 個人賠償責任(基本)+弁護士費用等補償

保険期間:1年間 被保険者の型:家族型  
団体割引率:15%

支払限度額

国内無制限・国外1億円+弁護士費用等300万円

年間保険料

3,800円

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.12.13「補償の概要等」をご確認ください。

## いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

### 【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

自動セット

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。

※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は対象外です。

※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、すべての問題解決を保証するものではありません。

#### いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ・嫌がらせ・痴漢・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

#### 受付時間

いずれも  
土日祝日、  
年末年始を除く

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス:  
午前10時~午後6時

☎ 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス:  
午前7時30分~午前9時30分/  
午後5時~午後10時

☎ 0120-106-670

#### 痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや時間と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。

※いざという場合にすぐ弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリーダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。



# 告知事項

## ■質問 1.

●告知日(ご記入日)現在、病気やケガで入院中、または入院か手術をすすめられていますか。

なし

あり

申し訳ございませんが、お引き受けできません。

## ■質問 2.

●告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか。

なし

あり

申し訳ございませんが、お引き受けできません。

## ■質問 3.

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に  
 ・「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」と医師に診断されたことがありますか。  
 ・「がん」、「上皮内がん」または「精神の病気(アルコール・薬物依存を含む)」のため、医師から検査(注1)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことがありますか。

1つ以上あり

申し訳ございませんが、お引き受けできません。

(注1) 検査結果が異常なしだった場合は「なし」となります。ただし、検査の結果が判明していない場合や経過観察中の場合は「あり」となります。

※「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

全てなし

お引き受けできます。  
回答をご記入のうえご署名ください。

〈申込書記入例〉

種目	現在タイプ	口数	★健康状態告知回答欄 (該当の項目に○を付けてください)					
			1153	1154	1240	1155	1156	1157
所得補償	有無	1	質問1	なし	あり	質問3	全てなし	1つ以上あり
		2	質問2	なし	あり			
介護補償		3	質問1	全てなし	1つ以上あり			

# 介護補償

認知症アシスト付き※P23.24参照

●加入対象者：組合員企業にお勤めの役員・  
正規従業員、および配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟姉妹、同居の親族



★ご加入年齢：団体契約の始期日時時点の年齢で満20歳以上満74歳以下

## 補償内容

公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた場合または東京海上日動所定の要介護状態(要介護2用)と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合に保険金をお支払いします。

介護補償保険金(一時金)  
**300万円**

公的介護保険では、年齢・原因により給付対象外となる要介護状態があります。

「生活総合保険制度」の介護補償は、  
[独自基準追加型]を採用しているため、  
公的介護保険制度では給付対象外となる  
所定の要介護状態も補償します!!

年齢	公的介護保険	生活総合保険制度 介護補償 [独自基準追加型]*1
20～39歳	(給付対象外)	↑ 年齢*3・原因*1を 問わず対象 ↓
40～64*7歳	特定16疾患*2を原因とする 要介護、要支援状態のみ (第2号被保険者)	
65歳以上*3	原因を問わず要介護、 要支援状態となったとき対象 (第1号被保険者)	

### 東京海上日動が 定める所定の 要介護2 とは

次の1、2のいずれにも該当する状態をいいます。

#### 1. 下記(1)～(4)のいずれかに合致した場合

- (1) 歩行ができない (2) 寝返りができない (3) 入浴その他の複雑な動作等ができない  
(4) 排せつ等日常生活上の一部の行為ができない

#### 2. 下記(1)、(2)のいずれかのため他人の介護が必要な状態

- (1) 次の①または②のいずれかに該当する状態  
①衣類の着脱の際に、下記a～dのうちの2つ以上について、できない状態\*4  
②衣類の着脱の際に、下記a～dのうちの3つ以上について、できない状態\*4または見守りを必要とする状態\*5  
a. ボタンのかけはずし b. 上衣の着脱 c. ズボンまたはパンツ等の着脱 d. 靴下の着脱  
(2) 認知症により「所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約」\*6に規定する問題行為が2項目以上みられる場合

\*1 所定の要介護状態については、所定の要介護状態と診断され、その状態が90日を超えて継続した場合にお支払いします。  
\*2 末期がん、関節リウマチ等の加齢に起因する16種類の疾病に限定されています(介護保険法施行令第二条)。  
16種類の特定疾病については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。 \*3 生活総合保険制度の介護補償は、満74歳以下となります。  
\*4 部分的に介助が必要な場合を含みます。 \*5 介護者が手を出して介助は行わないが見守りまたは指示が必要な状態をいいます。  
\*6 詳細は、パンフレット等記載の「補償の概要等」をご確認ください。  
\*7 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

### もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかるお金は・・・?

一時費用\*1の合計  
平均約**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

公的介護  
保険はある  
けれど・・・?



\*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。  
【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

#### 要介護状態初期に一時的に必要となる主な費用の目安(自費で購入等した場合)

車いす	階段昇降機	特殊寝台(介護ベッド)
■自走式……………6～19万円 ■電動式……………30～50万円	■いす式直線階段用……………50万円～ ※工事費別途	■15～50万円 ※機能により金額は異なる
手すり	ポータブルトイレ	移動用リフト
■廊下・階段・浴室用等……………1万円～ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)	■水洗式……………1～4万円 ■シャワー式……………10～25万円	■据置式……………20～50万円 ■レール走行式……………50万円～ ※工事費別途

【出典】(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2020年6月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

**だから 介護にはまとまった資金準備があると安心です。**

### Kタイプ 介護補償

補償の型:独自基準追加型要介護2

介護補償保険金額**300万円**

●補償の型…本人型

保険期間:1年間 団体割引:20%

保険料 年払	20～24歳	150円	50～54歳	3,350円
	25～29歳	280円	55～59歳	4,770円
	30～34歳	530円	60～64歳	10,310円
	35～39歳	1,030円	65～69歳	21,370円
	40～44歳	2,040円	70～74歳	46,930円
	45～49歳	2,430円		

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約始期日時時点の年齢をいいます。)によって異なります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.14「補償の概要等」をご確認ください。



## ■質問 1.

- 以下(1)～(3)のいずれかに該当しますか。
- (1) 現在「歩行」「食事」「排せつ」「入浴」「衣服の着替え」「店での買い物」「公共の交通機関の利用」のいずれかにおいて、他の方の介助または補助具を必要とする
- (2) 今までに、公的介護保険の要介護・要支援の認定申請をしたことがある。
- (3) 今までに、認知症、軽度認知障害(MCI)もしくはそれらの疑いまたはがん(悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫を含み、上皮内がんを除きます)で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがある。
- 告知日(ご記入日)より過去1年以内に病気やケガで入院をしたことまたは手術を受けたことはありますか。
- 告知日(ご記入日)より過去2年以内に下表の病気であると医師に診断されたこと、または下表の病気のため医師から検査(注)・治療(投薬の指示を含みます)を受けるように指導されたことはありますか。(注)検査結果が異常なしかった場合は「なし」となります。

全てなし

1つ以上あり

お引き受けできます。  
回答をご記入のうえご署名ください。\*

申し訳ございませんが、  
お引き受けできません。

〈申込書記入例〉

種目	項目	回答
介護補償	質問1	全てなし
	質問2	1つ以上あり

\* 介護補償のみに(追加)加入される場合、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときは、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。なお、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけない事があります。健康状態告知を行った方がご署名ください。

### 【下表】お引き受けできない病気

- ・肝硬変
- ・脳卒中(脳梗塞、脳出血、くも膜下出血)・脳しゅよう
- ・心筋梗塞・心筋症・心不全・心房細動
- ・糖尿病(高血糖・糖尿病の合併症を含みます)
- ・うつ病・双極性障害(躁うつ病)・統合失調症・アルコール依存症
- ・パーキンソン病・アルツハイマー病・レビー小体病・前頭側頭葉変性症・ピック病
- ・(骨折歴を伴う)骨粗しょう症
- ・関節炎(リウマチ性、変形性)

## ■公的介護保険制度とは

### 【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

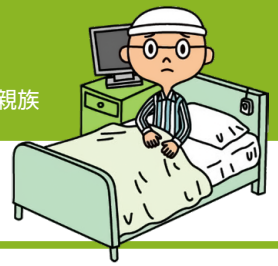
### 【公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について】

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当(自立)	歩行や起き上がりなどの日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用などの手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

# がん補償

●加入対象者：組合員企業にお勤めの役員・  
正規従業員、および配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟姉妹、同居の親族



★ご加入年齢：団体契約の始期日時点の年齢で満15歳以上満80歳以下

## 特長

- 初期のがんでも……「上皮内新生物」も補償対象になります。また、「白血病」もがんに含まれますので補償対象になります。
- 再発・転移しても……がん診断保険金は、初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、それまでのお支払い回数にかかわらずお支払いします。

※支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。

## 補償内容

がんと闘う準備金として  
**がん診断保険金**

がんと診断確定\*1されたとき、  
入院の有無にかかわらず一時金として **100万円**

- この保険は、死亡に対する補償はありません。  
\*1がんの診断確定は、病理組織学的所見により医師等によってなされることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。診断保険金のお支払いは被保険者（保険の対象となる方）ごとに保険期間を通じて1回に限りです。また、2回目以降の診断保険金の支払は、それ以前の診断保険金の支払事由に該当した最終の診断確定日から、その日を含めて1年を超えた期間が経過していることを要します。
- この保険で補償対象となる「がん」とは、悪性新生物および上皮内新生物のことをい、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類概要ICD-10(2013年版)準拠」および国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)に定められた内容によるものです。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。



がんは気になる病気よね？

日本の「がん(悪性新生物)」の  
総患者数は、約178万人!

■主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が  
がんと診断されるといわれています。

## さらに 心配なのは、医療費!

■医療費・自己負担額の例(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額	177,976円
差額ベッド代他	133,000円
<b>合計約31.1万円</b>	

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例  
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合  
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)  
をもとに東京海上日動にて作成

だから **まとまった資金の  
準備ができると安心です。**

## Gタイプ がん補償

がん診断保険金 **100万円**

●補償の型…本人型

保険期間:1年間 団体割引:20%

保険料(年払)	15~19歳		20~24歳		25~29歳		30~34歳		35~39歳		40~44歳		45~49歳		50~54歳		55~59歳		60~64歳		65~69歳		70~74歳		75~79歳		80歳	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
	1,500円	1,500円	750円	750円	1,600円	1,600円	2,690円	2,690円	3,840円	3,840円	5,640円	5,640円	7,890円	7,890円	12,810円	12,810円	20,060円	20,060円	29,180円	29,180円	38,880円	38,880円	48,310円	48,310円	58,310円	58,310円	68,490円	68,490円

※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢(団体契約の始期日時点の年齢をいいます。)によって異なります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、P.15「補償の概要等」をご確認ください。

## ■質問 1.

今までに「がん」または「上皮内がん」と医師に診断されたことがありますか？\*1

\*1「がん」または「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気の例▶

がん	悪性新生物、癌、悪性しゅよう、肉腫、白血病、悪性リンパ腫、骨髄腫
上皮内がん	上皮内新生物、上皮内癌、CIS、CIN3、子宮頸部の高度異形成

なし

あり

## ■質問 2.

●告知日(ご記入日)より過去2年以内に以下のいずれかに該当したことがありますか。

①健康診断・人間ドックにおいて以下の検査を受けた結果、臓器もしくは検査結果の異常(要治療・要精密検査・1年以内の要再検査をいいます。)を指摘されたこと

・上部消化管エックス線検査(または内視鏡検査)・胸部エックス線検査・乳房エックス線(マンモグラフィ)検査・乳房超音波検査・子宮頸部の細胞診・便潜血検査・しゅようマーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)・CT検査・MRI検査・PET検査・肝炎ウイルス検査(HBs抗原・HCV抗体)・腹部超音波検査・その他のがん検診

②医師の診察の結果、別表の病気や所見、症状により継続して診察(服薬・治療を含みます)・検査を受けるように指導されたこと

なし

あり

お引き受けできます。  
回答をご記入のうえご署名ください。

申し訳ございませんが、  
お引き受けできません。

〈申込書記入例〉

種目	★健康状態告知回答欄 (該当の項目に○を付けてください)			
がん補償	質問1	なし	あり	がん保険金 1519
	質問2	なし	あり	受取人氏名(かけ) ゼンニチハナコ
				被保険者 1120
				から見た続柄 02
				02:配偶者 05:兄弟姉妹 03:父母 08:その他(同居親族) 04:子

別表	(がん補償)お引受けできない病気や所見・症状 「健康状態告知回答欄」にご回答いただく際に使用します。
ポリープ・しゅよう等	しゅよう*1、結節*1、腫瘤*1(しゅりゅう)、GIST(ジスト、ギフト)、カルチノイド、異形成、白板症、多発性ポリープ(ポリポージス)*2、病理検査や細胞診での異常
消化器系の病気	肝硬変、慢性肝炎、肝機能障害(入院や治療を伴うもの)、慢性アルコール性肝機能障害、NASH(非アルコール性脂肪肝炎)、アルコール性肝炎、門脈圧亢進症、食道静脈瘤
呼吸器系の病気	COPD(慢性閉塞性肺疾患)、肺気腫、慢性気管支炎、肺線維症、じん肺、けい肺、間質性肺炎
腎臓の病気	慢性腎機能障害、慢性腎不全、慢性腎炎、尿毒症
その他	B型肝炎ウイルスキャリア、C型肝炎ウイルスキャリア、貧血(鉄欠乏性貧血を除きます)
症状*3	しこり、出血(不正出血、喀血、吐血、下血、肉眼的血尿)、黄疸

\*1 「がん、上皮内がん、または異形成」とは異なる病気と診断された場合は「なし」となります。

\*2 大腸などひとつの臓器に多数のポリープが存在する状態をいいます。

\*3 「がん、上皮内がん、もしくは異形成」とは異なる病気と診断された場合、またはその症状に対する診察(服薬・治療を含みます)・検査の結果、告知日時点で医師による診察(服薬・治療を含みます)・検査が終了している場合は「なし」となります。

# 保険の補償の対象となる方(被保険者)

保険の対象となる方(被保険者)は、下記の範囲に該当し、かつ、加入申込書兼告知書に被保険者として記載された方をいいます。

## 個人賠償責任補償

## 所得補償

### A 全日電工連の組合員の役員・従業員(団体の構成員)

ただし、個人賠償責任補償は、役員・従業員本人のご加入で、自動的に以下の方が保険の対象となります。

①ご本人\*1、②ご本人\*1の配偶者、③ご本人\*1またはその配偶者の同居の親族、④ご本人\*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様、⑤ご本人\*1が未成年者または上述の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。配偶者とは法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

親族とは、6親等内の血族または3親等内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、上記の続柄は損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

\*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

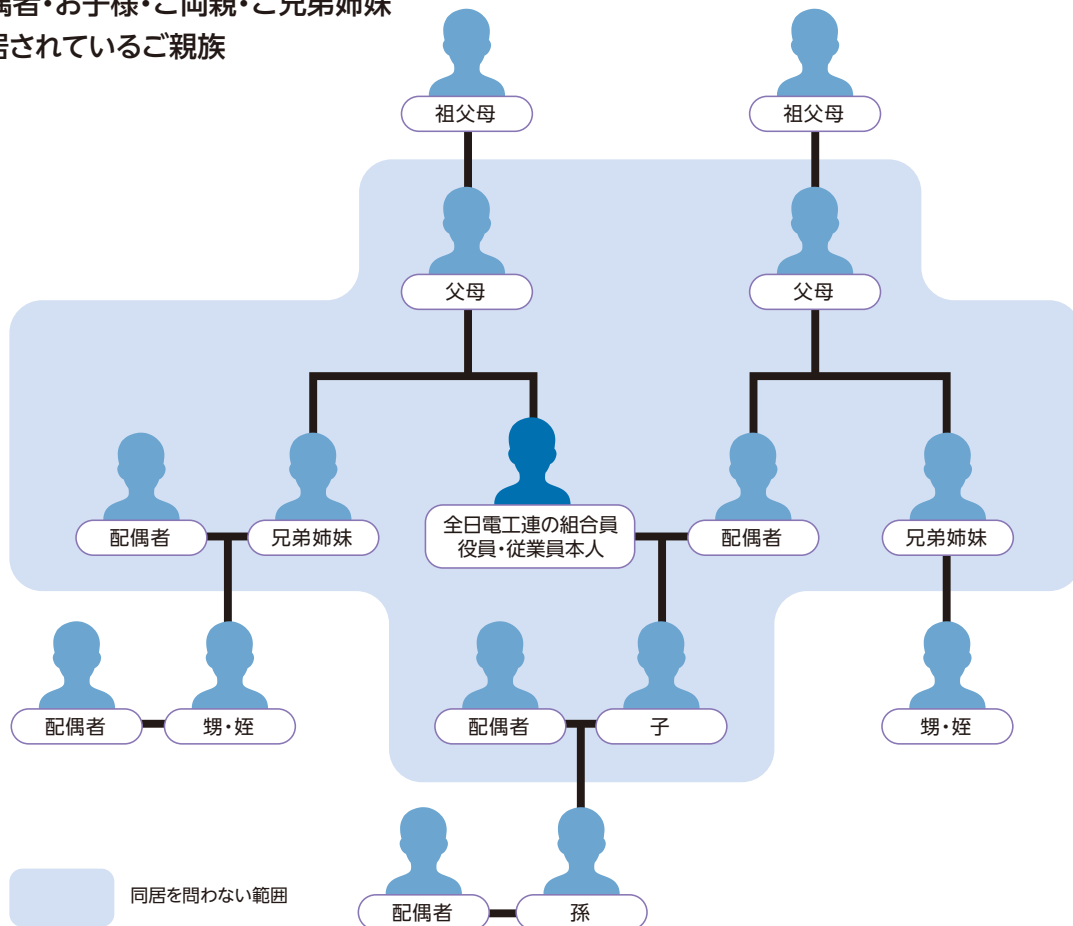
## 介護補償

## がん補償

### A 全日電工連の組合員の役員・従業員(団体の構成員)

### B Aの配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟姉妹

### C Aと同居されているご親族



「個人賠償責任補償」を除き、ご加入に際しては年齢に関する条件があります。詳しくは「所得補償」「介護補償」「がん補償」それぞれのページをご確認ください。

### 【「保険の補償の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1) 配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。

a. 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 親族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■ 団体総合生活保険 補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	<p>国内外において以下のような事由により、<b>保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</b></p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</li> <li>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</li> <li>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</li> <li>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</li> <li>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</li> <li>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</li> <li>■受託品の電氣的または機械的事故</li> <li>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</li> <li>■詐欺または横領</li> <li>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</li> <li>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</li> <li>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</li> <li>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。</li> <li>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</li> <li>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</li> </ul>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)	<p>国内において以下のような事由により、<b>保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合</b></p> <p>■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または法律相談をした場合</p> <p>■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合</p> <p>▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。</p> <p>※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。</p> <p>*2 病気またはケガをいいます。</p> <p>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</p> <p>*4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。</p> <p>*5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</p> <p>*6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</li> <li>・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害</li> <li>・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3</li> <li>・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛</li> <li>・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2</li> <li>・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発がん性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛</li> <li>・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛</li> <li>・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛</li> <li>・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3</li> <li>・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合</li> <li>・保険契約または共済契約に関する原因事故*6</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。</li> <li>*2 病気またはケガをいいます。</li> </ul>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等補償特約 (人格権侵害等)	<p>【P12から続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*7 弁護士または司法書士をいいます。</li> <li>*8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。</li> <li>*9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)</li> <li>① 婚姻意思*10を有すること</li> <li>② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</li> <li>*10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</li> </ul>	<p>【P12から続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。</li> <li>*4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。</li> <li>*5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)</li> <li>① 婚姻意思*7を有すること</li> <li>② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること</li> <li>*6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。</li> <li>*7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。</li> </ul>

## 【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合\*1に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

\*1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします(「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」が自動セットされます。)

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合</p> <p>▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)*2を乗じた額をお支払いします。ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額*3を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)</p> <p>*2 「てん補期間*4内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p> <p>*3 免責期間*1が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得*5の平均月額をいいます。</p> <p>*4 同一の病気やケガによる就業不能*6(または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間*1終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p> <p>*5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p> <p>*6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。))によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能</li> <li>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能</li> <li>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分)</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能</li> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能</li> <li>・妊娠または出産による就業不能</li> <li>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能</li> <li>・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能</li> <li>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。))の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能*1*2</li> <li>・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、「骨髄採取手術に伴う入院補償特約」をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能</li> </ul> <p>等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。</li> <li>*2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象となることがあります。</li> </ul>

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態\*1をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

\*1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日も職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

## 【介護補償】

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 【独自基準追加型(要介護2)】

介護補償基本特約十公的介護保険制度運動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約 十所定の要介護状態(要介護2用)の追加補償特約	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合																																	
	<p>保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合または以下の①および②のいずれにも該当する状態であることを医師等に診断され、その状態が診断された日から90日を超えて継続した場合</p> <p>①下表の左欄に記載するいずれかの行為の際に、右欄に記載する状態であること。</p> <table border="1" data-bbox="191 470 1093 1086"> <tr> <td data-bbox="191 470 319 548">歩行</td> <td data-bbox="319 470 1093 548">壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="191 548 319 582">寝返り</td> <td data-bbox="319 548 1093 582">ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="191 582 319 884">入浴その他の複雑な動作等</td> <td data-bbox="319 582 1093 884">                     次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態                      ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。)                      (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。                      (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。                      イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことができない。                 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="191 884 319 1086">排せつ等日常生活上の一部の行為</td> <td data-bbox="319 884 1093 1086">                     次のア. からウ. のいずれにも該当する状態                      ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内のごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらえないとできない場合を含む。)                      イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。                      ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。                 </td> </tr> </table> <p>②以下のいずれかの状態であるため他人の介護が必要な状態であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衣類の着脱の際に、(1) ボタンのかけはずし、(2) 上衣の着脱、(3) スポンジまたはパンツ等の着脱、(4) 靴下の着脱について、次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態であること。</li> <li>ア. 2つ以上の行為についてできない状態</li> <li>イ. できない行為または見守りを必要とする行為が合わせて3つ以上ある状態</li> <li>・認知症により以下に記載する問題行為が2項目以上見られること。ただし、(1) から (21) までの項目については、少なくとも1か月間に1回以上の頻度で現れる状態をいいます。</li> </ul> <table border="0" data-bbox="191 1288 1093 1724"> <tr> <td>(1) ひどい物忘れがある。</td> <td>(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。</td> </tr> <tr> <td>(2) まわりのことに関心を示さないことがある。</td> <td>(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。</td> </tr> <tr> <td>(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。</td> <td>(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることもある。</td> </tr> <tr> <td>(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。</td> <td>(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。</td> </tr> <tr> <td>(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。</td> <td>(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。</td> </tr> <tr> <td>(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。</td> <td>(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。</td> </tr> <tr> <td>(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。</td> <td>(20) 食べられないものを口に入れることがある。</td> </tr> <tr> <td>(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。</td> <td>(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。</td> </tr> <tr> <td>(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。</td> <td>(22) 自力で内服薬を服用できない。</td> </tr> <tr> <td>(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。</td> <td>(23) 金銭の管理ができない。</td> </tr> <tr> <td>(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。</td> <td>(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。</td> </tr> <tr> <td>(12) 目的もなく動き回ることがある。</td> <td>(25) 現在の季節を理解できない。</td> </tr> <tr> <td>(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。</td> <td>(26) 今いる場所の認識ができない。</td> </tr> </table> <p>介護補償保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限りです。</p>	歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。	寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。	入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことができない。	排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内のごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらえないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。	(1) ひどい物忘れがある。	(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。	(2) まわりのことに関心を示さないことがある。	(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。	(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。	(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることもある。	(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。	(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。	(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。	(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。	(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。	(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。	(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。	(20) 食べられないものを口に入れることがある。	(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。	(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。	(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。	(22) 自力で内服薬を服用できない。	(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。	(23) 金銭の管理ができない。	(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。	(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。	(12) 目的もなく動き回ることがある。	(25) 現在の季節を理解できない。	(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。	(26) 今いる場所の認識ができない。
歩行	壁、手すり、いすの背または杖等につかまらなければ、平らな床の上で両足をたったまま10秒間程度の立位の保持ができず、杖、義足、歩行器等を用いても5m程度の歩行ができない。																																		
寝返り	ベッド柵、ひも、バー、サイドレール等につかまっても他人の介助なしでは寝返りができない。																																		
入浴その他の複雑な動作等	次のア. またはイ. のいずれかに該当する状態 ア. 車いす等への移乗および入浴時の洗身に支障がある状態(次の(ア)および(イ)のいずれにも該当する状態をいいます。) (ア)他人により事故が起こらないよう見守られなければ、自分ではベッドから車いすもしくははいすへ、車いすからはいすへ、ベッドからポータブルトイレへ、車いすもしくははいすからポータブルトイレへまたは畳からポータブルトイレへ等乗り移ることができない。 (イ)自分では入浴時の洗身(浴室内でスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことをいい、洗髪行為は含みません)を行うことが全くできないまたは介護者にスポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけてもらわなければ、体の一部を自分で洗うことができない。 イ. 介護者に抱えられないと浴槽への出入りができない状態であり、かつ自分では全く洗身(スポンジや手ぬぐい等に石鹸等をつけて全身を洗うことができない。																																		
排せつ等日常生活上の一部の行為	次のア. からウ. のいずれにも該当する状態 ア. 自分では排尿および排せつ後のいずれの後始末(身体のごれた部分を拭く行為またはトイレ内のごれた部分を拭く行為)をすることができない。(自分で排尿および排せつ後の身体のごれたところを拭く行為ができる場合であっても、介助者に紙を用意してもらえないとできない場合を含む。) イ. 歯磨きの一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。 ウ. 洗顔の一連の行為を一人で行うことが全くできないまたは部分的に介助が必要な状態である。																																		
(1) ひどい物忘れがある。	(14) 外出すると病院、施設、家等に1人で戻れなくなることがある。																																		
(2) まわりのことに関心を示さないことがある。	(15) 1人で外に出たがり目を離せないことがある。																																		
(3) 物を盗られた等と被害的になることがある。	(16) いろいろなものを集めたり、無断でもってくることもある。																																		
(4) 作話をし周囲に言いふらすことがある。	(17) 火の始末や火元の管理ができないことがある。																																		
(5) 実際にはないものが見えたり、聞こえることがある。	(18) 物や衣類を壊したり、破いたりすることがある。																																		
(6) 泣いたり、笑ったりして感情が不安定になることがある。	(19) 排せつ物を意図的に弄んだり、尿をまき散らすことがある。																																		
(7) 夜間不眠あるいは昼夜の逆転がある。	(20) 食べられないものを口に入れることがある。																																		
(8) 暴言や暴行のいずれかまたは両方が現れることがある。	(21) 周囲が迷惑している性的行動がある。																																		
(9) 口や物を使って周囲に不快な音を立てることがある。	(22) 自力で内服薬を服用できない。																																		
(10) 周囲に迷惑となるような大声をだすことがある。	(23) 金銭の管理ができない。																																		
(11) 介護者の助言や介護に抵抗することがある。	(24) 自分の生年月日および年令のいずれも答えることができない。																																		
(12) 目的もなく動き回ることがある。	(25) 現在の季節を理解できない。																																		
(13) 自分がどこにいるかわからず「家に帰る」等と言い落ち着きが無いことがある。	(26) 今いる場所の認識ができない。																																		

## 【がん補償】

保険の対象となる方ががん\*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん\*1と診断確定されたときに、がん\*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん\*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

\*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類-腫瘍学(NCC監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類-腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

[ご注意] 初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん 診断保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■初めてがんと診断確定された場合</li> <li>■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき</li> <li>■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</li> </ul> </li> </ul>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。



# 重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

## 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。  
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



保険商品の内容を  
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる  
事項等、特にご注意ください事項

[マークのご説明]

I

### ご加入前におけるご確認事項

#### 1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきます。

#### 2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

#### 3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約\*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご確認ください\*2。

●個人賠償責任補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)

\*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)以外の保険契約を含みます。

\*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

#### 4 保険金額等の設定



この保険の保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

所得補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の途中でご加入者からのお申出による保険金額の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)

#### 【所得補償】

所得補償基本特約の保険金額は、平均月間所得額\*1 以下(平均月間所得額\*1の85%以下を目安)で設定してください(保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額\*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)

\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)

\*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### 5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

#### 6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

##### (1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

##### (2) 保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

##### (3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分\*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分\*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分\*1を解除することがありますのでご注意ください。

※所得補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「II-1 告知義務」をご確認ください。

\*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)



## 7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

## II ご加入時におけるご注意事項

### 1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	個人賠償責任 弁護士費用等	所得補償	がん補償	介護補償
生年月日	—	—	★	★	★
性別	—	—	—	★	—
職業・職務 *1	—	—	☆	—	—
健康状態告知 *2	—	—	★	★	★

※すべての補償について「他の保険契約等\*3」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

\*2 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

\*3 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

### [ 所得補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書) ]

#### ①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体の障害状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者\*4、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

\*4 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚約とは異なります。)

- 婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)
- 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

#### ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

#### ③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日\*5から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります\*6。

●責任開始日\*5から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません\*7(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)

\*5 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

\*6 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

\*7 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治癒が困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

#### ④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

## 2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。





### 3 保険金受取人

#### [がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合\*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

\*1 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります。)

保険金受取人をご指定になりたい場合には別途お申し出ください。



### 4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

[現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。]

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

## III ご加入後におけるご注意事項

### 1 通知義務等



#### [通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「II-1 告知義務[告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

#### [その他ご連絡いただきたい事項]

- すべての補償共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 所得補償  
保険期間の途中において保険の対象となる方の平均月間所得額\*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。  
\*1 直前12か月における保険の対象となる方の所得\*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)  
\*2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

#### [ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

### 2 解約される時



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- \*1 解約日以降に請求することがあります。
- \*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

### 3 保険の対象となる方からのお申出による解約



所得補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

### 4 満期を迎える時



#### [保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 所得補償  
就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。
- 上記以外の補償共通  
保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

#### 【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

#### 【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

所得補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

#### 【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

所得補償、介護補償、がん補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

#### 【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

#### 【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

#### 【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

### 1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp)）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

### 2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。

- ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
- ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

### 3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

●自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

### 4 保険会社破綻時の取扱い等



●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
賠償責任に関する補償 費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、がん補償、介護補償		

## 5 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

## 6 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
  - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
  - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
  - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
  - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
  - ・附加給付の支給額が確認できる書類
  - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
  - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。  
\*1 法律上の配偶者に限ります。
- 保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
  - ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
  - ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
    1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
    2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
    3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。
- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
  1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
  2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
  3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

### 東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

### 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808



通話料  
有料

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

0120-720-110

受付時間：24時間365日

# 告知の大切さに関するご案内

## 告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

団体総合生活保険の所得補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合\*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

\*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入**ください。\*1

**告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけない**ことがあります。\*2

\*1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。

団体総合生活保険の介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。

\*2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

**過去に病気やケガをされたことがある場合**、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無等

告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

以下のケースもすべて告知が必要です。

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内に健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

詳しくは「所得補償」「介護補償」「がん補償」それぞれのページに記載の告知事項をご確認ください。

### ご注意ください

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

団体総合生活保険の所得補償・介護補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金お支払いの対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。

告知に関するお問い合わせは、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動火災保険株式会社

## ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。  
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。  
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット等・重要事項説明書でご確認ください。 万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合       保険金額、免責金額（自己負担額）  
 保険期間       保険料・保険料払込方法  
 保険の対象となる方

### 2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

確認事項	個人賠償責任補償 (弁護士費用補償等)	所得補償	がん補償	介護補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	○	○
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄は正しくご記入いただいていますか？	—	○	—	—
<input type="checkbox"/> 保険金額は、平均月間所得額*1以下となっていますか？（平均月間所得額*1を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。）なお、保険金額の設定方法やお引受けできる限度額についてはパンフレット等をご確認ください。 *1 「平均月間所得額」とは、加入申込み直前12か月における保険の対象となる方の所得の平均月額をいいます。	—	○	—	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○	○	○
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？ *2 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	—	○	○	○*2

### 3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*3」についてご確認ください。

\*3 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、全日本電気工業労働組合連合会（全日電工連）を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全日電工連が有します。

### ■お問い合わせ先

代理店	<b>東芝保険サービス株式会社</b> 総合営業部 営業企画グループ 〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町72-34（ラゾーナ川崎東芝ビル） TEL: 080-050-02141 受付時間: 平日9:00~17:00（会社定休日を除く）	<b>株式会社全日電工連総合サービス</b> 〒105-0014 東京都港区芝2-9-11 全日電工連会館 TEL: 03-5232-5867
保険会社	<b>東京海上日動火災保険株式会社（本店営業5部営業第1室）</b> 〒100-8107 東京都千代田区大手町一丁目5番地1号 大手町ファーストスクエアWEST13階 TEL: 03-3285-1862（受付時間: 平日9:00~17:00）	

#### 事故時の連絡先

事故時には、東京海上日動安心110番（事故受付センター）までご相談ください。

東京海上日動安心110番 **0120-720-110**（24時間365日受付）

## サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！  
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

### メディカルアシスト 自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。  
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間\*1 24時間365日

0120-708-110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、  
緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、  
旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で  
専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャル  
ワーカーがお応えします。

#### 転院・患者移送手配\*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の  
一切を承ります。\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

### 介護アシスト 自動セット

お電話にてご高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、  
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間

いずれも土日祝日、  
年末年始を除く

・電話介護相談……………9:00～17:00

・各種サービス優待紹介…9:00～17:00

0120-428-834

#### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの  
種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお  
応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご  
利用いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関の  
ご案内等を行います。

#### インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介  
護の仕方や介護保険制度等、介護に関する  
様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

#### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢  
の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

※ お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

### 認知症アシスト 自動セット

【対象となる補償】介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合  
のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間

いずれも土日祝日、  
年末年始を除く

・緊急連絡ステッカー……………9:00～17:00

・「認知症の人と家族の会」紹介……………9:00～17:00

0120-775-677

・脳の健康度チェック……………9:00～17:00

・認知症介護電話相談……………9:00～17:00

0120-002-531

0120-801-276

#### 検索支援サービス

##### 【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします\*1。行方不明とな  
った認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」  
に記載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情  
報を公開せずにご家族等と通話することができます。

\*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けている  
場合に、初年度契約からの連続した保険期間中または延補期間中を通じて1回に  
限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けられた日の翌月末頃発送します。

※ ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッカーをご利用さ  
れる場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただき、会費等のお支払い  
が必要となります。

##### 【検索協力支援アプリ「みまもりあいアプリ」】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みま  
もりあいプロジェクト\*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認  
知症の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダ  
ウンロードしていただくことで、行方不明時に、「検索依頼」と「行方不明の  
方の情報や顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ  
内の発見ボタンを押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに  
消去されます。

\*2 「緊急連絡ステッカー」と「検索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態  
(行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を育てる  
活動です。

Android



iphone



平仮名「みまもりあい」で検索、  
または左記二次元コードでアプリを取得し  
ご利用ください。

こころの目で見まもりあえる街を。



みまもりあい  
プロジェクト



## 脳機能向上トレーニング

株NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご利用いただけます。  
監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の知見を基にしています。  
本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたものであり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』  
[ホームページアドレス] <https://tmnf-brain-training.jp>



左記二次元コードを読み取り、表示に従い、加入者証券番号の入力およびユーザ登録を行っていただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。  
※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

## 脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたランブテストで「脳の健康度」をセルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象となる方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康度チェックに取り組んでいただけます。  
※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。  
※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。  
※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用いただけない場合があります。

## 認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*3」をご利用いただくことも可能です。  
\*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

## 「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の会\*4」をご紹介します。\*5  
\*4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発活動を行っている法人です。  
\*5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

## デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間  
[いずれも土日祝日、  
年末年始を除く]

- ・法律相談……………10:00~18:00
- ・税務相談……………14:00~16:00
- ・社会保険に関する相談…10:00~18:00
- ・暮らしの情報提供……………10:00~16:00

0120-285-110

## 法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。  
[ホームページアドレス] [www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html)

## 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。  
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

## ご注意ください 各サービス共通

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。
- \*3 P4に記載の「いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル」においても上記同様の扱いとなります。

# よくあるご質問

**Q.1** 【個人賠償】  
弁護士費用特約付(Aタイプ)に加入した。孫が学校でいじめに遭ったため、娘(孫の母親)が弁護士に相談した。その場合に、娘が負担した相談費用は補償対象になるか。

**A** 被保険者様と娘様が同居の場合、補償の対象となります。被保険者の範囲としては、被保険者の配偶者、本人またはその配偶者の別居の未婚の子等で詳細はP.11をご参照ください。

**Q.2** 【所得補償】  
平均月間所得には実績に基づき会社から支給される通勤交通費や職務に関係のない不動産収入が含まれるか。

**A** いずれも含みません。平均月間所得とは、職務によって得られる総収入金額から、就業不能の発生に関わらず得られる収入および就業不能により支出を免れる金額を控除したものを意味します。

**Q.3** 【所得補償】  
入院(自宅療養)中で通常の職務に従事できない状態であったが、電話やPC等を使って仕事をしていた。支払いの対象となるか。

**A** 入院中もしくは自宅療養中であっても、部分的に業務を行なった場合はお支払いの条件である「業務に終日従事できない状態」には該当せず、保険金お支払いの対象外となります。

**Q.4** 【がん補償】  
子供の頃に白血病や小児がんを患ったが、現在は完治しているが、告知に該当するか。

**A** 診断時期、また現在治療中か否かに関わらず過去の「がん」もしくは「上皮内がん」の診断履歴は全て告知事項に該当します。(お引き受け不可となります)

**Q.5** 【介護補償】  
自分が加入者として保険料を支払い、離れて暮らす母親を被保険者として加入させた場合、保険金は誰に支払われるか。

**A** 保険金は加入者ではなく、被保険者本人(=補償対象者)であるお母様にお支払いします。被保険者本人の請求意思の確認が困難な場合、法律に基づく後見人等に保険金が支払われます。

**Q.6** 【加入申込書】  
白紙申込書をコピーして使用して良いか?昨年度の申込書に記入してもよいか。

**A** A3両面カラーコピーで印刷して使用してください。昨年度の加入申込書は使用不可となりますのでご注意ください。

**Q.7** 【加入申込書】  
4名以上被保険者がいるからコピーして使用して良いか?

**A** A3両面カラーコピーで印刷して使用してください。

